

お客様各位

電波法改正に伴う旧規格ラジコン装置使用禁止のご案内

先般の電波法改正により、当社製品のラジコン装置の一部型式が規格に適合しなくなりましたので、お客様各位にお知らせします。

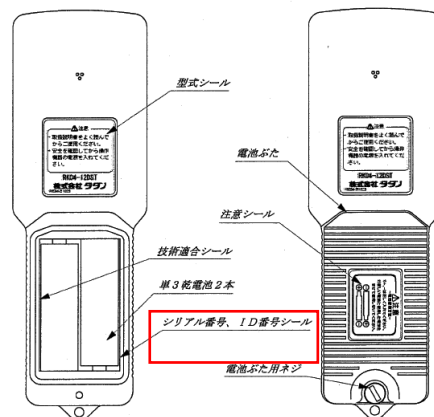
無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、平成17年12月1日から新たな許容値が適用されています。（平成17年総務省令第百十九号）旧スプリアス規格の無線設備については、使用期限は令和4年11月30日までとなっておりますが、令和3年8月3日に改正され、他の無線局の運用に妨害を与えない場合は当分の間効力を有すると変更されております（令和3年総務省令第七十五号）。

他の設備への影響については規定がなく、他の設備への影響が認められた場合は使用停止となる可能性があります。期限についても今後改めて定められる可能性がありますので、機会を捉え、お買い換えを頂きますようお願い致します。

規格に適合しなくなるラジコン装置は以下のとおりです。

①車両運搬車・産業車両運搬車用ラジコン
（その他機種：カーゴクレーン）


送信機	シリアル番号
	<p>~3267 以前のもの</p> <p>※上記以降のシリアル番号のラジコンは継続使用頂けます。</p>



*送信機のシリアル番号は、電池蓋をあけて、電池を外した状態で確認することができます。

②カーゴクレーン用ラジコン

(その他機種：オールテレーンクレーン、高所作業車、レッカー車)

送信機	シリアル番号
RCS-ST1 	すべて対象となります
RCS-CT1 	すべて対象となります

その他のラジコン送信機につきましては継続してご使用頂くことが可能です。

<買い替えのご案内について>

①車両運搬車、産業車両運搬車用ラジコン：送信機の交換

②カーゴクレーン用ラジコン：送受信機、クレーンコントローラの交換

となります。交換部品の購入に関しましては、最寄りの当社支店・営業所またはサービス工場へお問い合わせください。

以上

本件に関するお問い合わせ先：
株式会社タダノ
国内営業企画部
TEL 03-6811-7297